

9. 刑を終えて出所した人の人権

(1) 基本認識

刑を終えて出所した人は、社会の根強い偏見や悪意のある噂などのため、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことが難しく、本人に真摯な更生意欲があっても、社会復帰は厳しい状況にあります。

また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

刑を終えて出所した人が社会の一員として生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が何よりも必要です。

犯罪から社会を守り、安心して暮らせる社会を築くためには、警察や司法が、犯罪の取締りを強化し、犯罪者を罰するだけでは十分ではありません。罪を犯した人が再犯しないよう温かく支援する地域社会づくりが重要になります。

2016（平成28）年には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の一員になれるように支援することで、再犯を防止し、安全で安心できる社会の実現をめざしたものです。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務があり、また、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策に努める必要があります。

(2) 現状と課題

罪を犯した人の更正を援助する機関として、警察、少年鑑別所、児童相談所、青少年センターがあり、地域ぐるみによる少年の非行防止並びに健全育成活動を行うボランティアとして、田辺市・上富田町青少年センター協議会長から委嘱された少年補導委員と県警察本部長から委嘱された少年補導員が活動しています。

また、犯罪や非行に陥った人が、通常の世界生活を送りながら社会の一員として立ち直るための支援制度として、国とボランティアとが協力して指導・援助する「更生保護制度」があります。その中に、法務大臣から委嘱された保護司があり、保護監察官と協働して保護観察を行うほか、犯罪や非行防止のため関係機関や地方公共団体等と連携して活動しています。田辺市においても、田辺保護司会の活動に対して支援や連携を行っています。

和歌山県では、「和歌山県地域生活定着支援センター」において、高齢者または障害のある人で、刑務所等矯正施設からの退所者・退所予定者及び被疑者・被告人のうち、福祉的支援が必要とされる人の社会復帰や再犯防止のための支援をしています。

犯罪や非行を予防し、明るい社会を築くためには、地域社会における人と人とのつながりが大切です。

そのため、大人も子どもも地域の一員として、温かい人間関係を築く努力を普段から続けることが大切です。

(3) 基本的な取組

① 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発を推進します。

② 刑を終えて出所した人の社会復帰への支援

刑を終えて社会復帰をしようとする人を受け入れる社会環境をつくっていくための啓発並びに支援を行います。

また、更生保護活動を行っている、田辺保護司会や更生保護法人和歌山県更生保護協会に対する支援を行います。

③ 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図る地域づくりに積極的に参加するよう関係機関と連携を深めます。

10. 情報と人権

1. プライバシー権の保護

(1) 基本認識

情報化社会の進展に伴って、コンピューターやネットワークを利用した大量の個人情報処理されており、個人情報の取扱いについては、今後ますます拡大していくことが予想されます。

わが国では、2003（平成15）年に、行政機関や企業に対し、個人情報の適正な取扱いを義務付ける「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が施行されました。

また、2007（平成19）年には「住民基本台帳法」等が改正され、住民票等の交付については個人情報保護に留意した制度に再構築されました。

近年、行政機関や企業等の保有する個人情報の流出事件が発生するとともに、個人の住民票・戸籍謄本や企業の顧客情報等の個人情報が不正に取得され売買される事件も発生しています。

個人情報の保護は、プライバシー保護の観点から、国民一人ひとりに保障されるべき基本的人権の問題であるとの認識が重要です。

(2) 現状と課題

情報通信技術の発展により、行政機関や企業において個人情報の収集が便利になった反面、本人の知らない間に個人情報が外部に漏えいしたり、不正な取得により悪用される出来事が発生しています。

田辺市では、地方公務員法に基づく公務員の守秘義務による個人情報の保護に加え、2005（平成17）年に「田辺市個人情報保護条例」を施行し、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、個人情報の開示や訂正の手続き等を定めています。

また、2013（平成25）年には、「田辺市事前登録による本人通知制度」を開始し、住民票や戸籍謄本等の不正取得の抑止や早期発見、不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止に取り組んでいます。

個人情報は、個人の人格と密接に関連しており、慎重に取扱うことが重要であることを十分認識するため、個人情報保護法の基本的な考え方にに基づき、官民一体となって個人情報の保護に取り組みます。

(3) 基本的な取組

① 個人情報の流出の防止

個人情報の流出は、プライバシーの侵害につながり、多大な損害を与えることもあり、パソコンへの不正侵入防止対策や、「田辺市個人情報保護条例」に基づく、個人情報、公文書管理の適正な取扱いに努めます。

② 「田辺市事前登録による本人通知制度」の普及

住民票や戸籍謄本等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止や防止を図るため、「田辺市事前登録による本人通知制度」の一層の普及に努めます。

2. インターネット等による人権侵害

(1) 基本認識

現代社会は、スマートフォンなどのモバイル電子機器の普及とインターネットなどの情報通信技術の発達により、情報の収集・発信・コミュニケーション手段において大きな進歩や変革の中にあります。

平成30年版情報通信白書によると、2017（平成29）年の世帯におけるインターネット利用率は80.9%となっており、また、スマートフォンの保有率がパソコンの世帯保有率を上回り、より情報の収集・発信等が容易になっています。

しかし、一方で匿名性や情報発信の容易さから、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）やホームページ、ブログ等に個人や集団への誹謗中傷や差別を助長する表現を掲載する等の人権侵害が発生しています。

2002（平成14）年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、インターネット上における情報により権利の侵害があった場合、侵害情報を削除する措置をプロバイダ等にうながし、被害者の救済を図ることとしました。

インターネット等については、小・中学生等の青少年の利用が年々増加する一方で、人を傷つける書込みにより、子どもが被害者にも加害者にもなり、いじめ等のトラブルが引き起こされる「ネットいじめ」が問題となっています。また、有害な情報の閲覧から子どもが犯罪に巻き込まれる事件なども発生しています。

こうした状況を踏まえ、2009（平成21）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット関係事業者に閲覧制限（フィルタリング）の提供を義務化するなどの対策が取り組まれています。

(2) 現状と課題

今日、インターネットの利用者は低年齢化し、幼い頃よりインターネットに触れる機会が増えてきています。

インターネットは、私たちの日常生活をはじめ、学校・職場などあらゆる場面で、大きな存在となっていますが、その反面、使い方を誤ったり、悪意をもって使ったりすると「凶器」にもなります。

また、インターネット上には、いじめや自殺、差別、誹謗中傷等を内容とする情報のほか、わいせつ画像や残酷な画像など、有害な情報も数多くあります。

家庭や学校では、操作・技能面だけでなく、ルールとマナーを守って正しく使うための指導が重要となります。例えば、

- ・他人の悪口や誹謗中傷など人を傷つける内容を掲載しない。
- ・間違った情報や違法な情報を掲載しない。
- ・他人の個人情報や文章、写真などを無断で掲載しない。
- ・個人情報を掲載する時は、危険性があることに注意する。
- ・他人から誹謗中傷を受けた時は、保護者や教職員にすぐ相談する。

などがあげられます。

インターネットやメールの使い方、時間を守ること、情報モラルやルールについても、日頃から、大人が子どもたちと話し合い、きちんと教えていくことが大切です。

また、職場では、パソコンや記録媒体の持ち出し、廃棄、再利用などのルールについても決めておくことが必要です。

(3) 基本的な取組

① 情報モラル教育の推進

インターネットを利用する時は、常に、画面の向こうには人がいるということを意識して、お互いの人権を尊重することを正しく理解するとともに、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラル教育を推進します。

② 人権侵害への対応

インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局、県、関係機関と連携しながら、適切な対応に取り組みます。

また、ネット上での人権侵害に関する相談体制についても充実を図ります。

1 1 . 災害と人権

(1) 基本認識

災害が発生した時、被災した人たちは、通常的生活では感じたことのないような大きな不安やストレスを感じ、人権感覚が揺らぎます。

このような状況においては、特に高齢者や障害のある人、女性、子ども、外国人、病気の人、妊婦といった立場の人が、人権侵害にあう可能性があります。

高齢者の中には、瞬時の判断や行動が難しく、災害時にすばやい行動がとれない人や、非常時に情報を入手できない人もいるため、避難支援関係者や地域の方は、日頃からこうした人々の情報を把握し、助け合いができる関係を築いておくことが大切です。

障害がある人の中には、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、外見からわかりにくい障害など、様々な特性があり、それぞれの障害に応じた配慮をする必要があります。

避難施設においては、女性に対する配慮が欠ける場合もあります。衛生用品等が不足したり、授乳や着替えをする場所がないなど、女性の立場に立った配慮を行うことも必要となります。

特に、子どもは災害時には大人以上に動揺してしまい、状況に応じた行動がとれないことがあります。子どもに対しては、しっかり話を聴き安心感を与えるなど、心のサポートや心のケアが大変重要となります。

このように、災害時には、一人ひとりの事情を考慮しながら、人権意識を持って、どのような対応をするべきかを考えておくことが大切です。

また、大災害においては、行政による被災者救助が難しい状況となるため、地域コミュニティでの助け合いである「共助」が重要となります。

災害が起きた時に、困っている人の助けになるのは、同じ地域に暮らす人々です。普段から、コミュニティにおいて、「人と人とのつながり」を強めておくことが大変重要となります。

（２）現状と課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や大津波の発生により多くの命を奪い、壊滅的な被害をもたらすなど未曾有の大災害となりました。さらに、福島第一原子力発電所事故により、被害はより深刻なものとなり、周辺住民に避難指示が出されるなど、今なお多くの人々が住み慣れたまちを離れて避難生活を余儀なくされています。

被災された方に対し、避難先や学校等で放射能汚染についての風評に基づく嫌がらせやいじめなど、様々な人権問題が顕在化しました。

和歌山県においても、同年9月に起きた紀伊半島大水害において、多くの命が失われ、長期間の避難所生活を余儀なくされた人々がいました。

近年は、毎年のように日本の各地で自然災害が発生し、大きな被害がもたらされていますが、災害時の、避難所生活においては、プライバシー確保のほか、要支援者に対する配慮が必要なことが改めて認識されています。

田辺市では、市と民生委員・児童委員及び地域の自主防災組織等が情報を共有し、災害時の支援に役立てることを目的として、2009（平成21）年から「田辺市災害時要支援者名簿」を作成し、希望する自主防災組織等への交付を開始しました。

2014（平成26）年の災害対策基本法改正後に、名称を「田辺市避難行動要支援者名簿」に変更し、随時更新に努めています。

こうした取組を活かし、要支援者への支援をより適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び市の「田辺市地域防災計画」、「田辺市防災対策アクションプログラム」等を踏まえ、要支援者の総合的な避難支援対策を講ずるための指針として、2018（平成30）年に「田辺市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定しました。

この計画においては、自分の身は自分で守る「自助」、地域住民による支援「共助」を基本に、行政による支援「公助」をあわせ、要支援者に応じた十分な配慮を行い、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制の強化をめざしています。

災害時において、被災者や特に要支援者の人権をどのように守っていくかを、平常時から考えた取組を推進することが重要になります。

(3) 基本的な取組

① 災害弱者の視点を取り入れた施策の推進

「田辺市地域防災計画」や「田辺市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、防災教育・啓発や避難訓練時等において、平常時から高齢者や障害のある人、女性、子どもなど災害弱者の視点を取り入れた施策を推進します。

② 災害弱者の視点を取り入れた防災教育・啓発の実施

学校や学習会、広報田辺やホームページ等において、災害弱者の視点を取り入れた防災教育・啓発を実施します。

③ 災害弱者に配慮した防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者を含む災害弱者の避難誘導を念頭に防災訓練を行い、災害時に円滑に避難できるよう避難誘導體制の強化を図ります。

④ 避難行動要支援者名簿の活用及び更新

「田辺市避難行動要支援者名簿」の提供を受けた自治会等の各種支援団体は、個人情報に配慮しながら名簿を活用するとともに、地域の実情に応じた避難支援体制の確立に努めることとします。

また、要支援者の状況は常に変わっていくため、市は、要支援者の現状を把握するための調査を行い、名簿情報を随時更新し、最新の状態に保つように努めます。

1 2 . 環境と人権

環境問題には、地球温暖化、国内外の森林伐採、化学薬品による公害、大気汚染、ごみ問題等があります。20世紀後半よりこれらの問題が大きく取り上げられ、私たちの健康や生命に大きな危機を与えるようになってきました。

今日、環境問題は、特定の産業や企業の生産活動を原因として発生するものだけではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの生活様式や社会経済システムそのものが原因となって発生する問題へと拡大しています。

これらから脱却する一つの指標として、「環境問題は、だれがいけないという視点ではなく、自分たちが置かれている生活環境そのものに問題がある。」という認識が大切です。

近年、地球環境の悪化がますます深刻となる中、地球環境が安定し、人類が安全に活動できる範囲（プラネタリー・バウンダリー）を基礎として、2015（平成27）年には国連において、「気候変動への対応を含む持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられるとともに、「国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）」において、2020年以降の温室効果ガス削減等のための新たな国際的枠組み（パリ協定）が採択され、途上国、新興国に対しても、温暖化対策への自主的な取組が求められるようになりました。

国内においては、パリ協定の採択を踏まえ、2016（平成28）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」の改正並びに「地球温暖化対策計画」が策定されました。

田辺市では、こうした環境問題の状況や国内外の動向を踏まえ、2006（平成18）年度に「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を、2011（平成23）年度から2015（平成27）年度を計画期間とした「第2次実行計画」、さらに2017（平成29）年度には、「第3次実行計画」を策定しました。これに基づき、温室効果ガス削減に向けての取組を引き続き進めるとともに、環境学習会等を通じて、市民及び事業者に対して、情報提供や啓発活動を行うことで、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していきます。

また、森林は水資源の貯留や洪水の緩和、水質の浄化、生態系の維持など多種多様な機能を持ち、大変重要な役割を担っているため、間伐等の森林整備や作業道の基盤整備を積極的に推進するとともに、県が推進する「企業の森」事業に積極的に参画していきます。

1 3 . 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権

1 . 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）のことをいいます。

同性愛者、両性愛者の人は、少数派であるために、周囲の人々から理解を得られにくく、自ら公表（カミングアウト）しにくい風潮があり、場合によっては職場を追われることさえあります。

このような性的指向を理由とする差別的取扱いについて、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

2 . 性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念をいいます。これは、「心の性」と言われることもあります。多くの人は、性自認「心の性」と生物学的な性「身体の性」が一致していますが、この両者が一致しない人は、自分自身に対して強い違和感を持ち、手術により性の適合を望む人もいます。

また、日常生活の中で、偏見や差別を受けたり、適切な配慮がされなかつたりすることもあります。

性別適合手術を受けた人は、戸籍上の性別と外見が一致せず、社会生活の中で支障が生じていたため、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、家庭裁判所の審判によって、法令上の性別の変更が認められるようになりました。

また、2008（平成20）年には、家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行されました。

2018（平成30）年に行った民間の調査によると、日本では、同性愛、両性愛、「身体の性」と「心の性」が一致しない人は、合わせて約9%と推定され、多様な性を生きる人は身近な存在であるといえます。

田辺市では、多様な性のあり方について正しい理解と認識が深まるよう啓発活動を推進するとともに、学習機会の提供に努め、一人ひとりが違いを認め合い、誰もが自分らしく生きていける社会づくりを進めていきます。

性的指向

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということです。



Lesbian レズビアン

女性の同性愛者

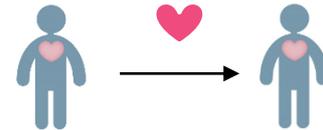
心の性が女性で、恋愛対象は女性です。



Gay ゲイ

男性の同性愛者

心の性が男性で、恋愛対象は男性です。



Bisexual バイセクシュアル

両性愛者

恋愛対象は女性と男性の両方です。



性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているかということです。

「心の性」と言われることもあります。



Transgender トランスジェンダー

身体の性が男性でも、心の性は女性というように、身体の性と心の性が一致しないため、身体の性に違和感がある人です。

「LGBT」は、代表的な性的少数者の頭文字をとった言葉で表しています。こうした「LGBT」以外にも、様々な人がいます。

性はとても多様であることを正しく認識し、理解を深めることが必要です。

1 4 . 労働者の人権

昨今の厳しい社会経済情勢から、「長時間労働や休暇が取りにくいことにより健康で文化的な生活が送れない」、「仕事と育児・介護との両立に必要な休暇が取りづらい」、「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きい」など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てないことが大きな問題となり、働き方改革の議論が進んできております。労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、2018（平成30）年「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、2019（平成31）年4月から働き方改革関連法が順次施行されます。

企業等は、出身地や家庭状況、生活環境などを採用基準にすることのない公正な採用や、能力、業績に基づく適正な評価を行うことが重要です。

また、企業の社会的責任（CSR）の観点から、人権が尊重される職場環境作りや個人情報保護など人権尊重の視点に立った活動を行うことが課題であり、人権の観点から企業活動を見直す動きが高まっています。

こうした状況の中、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に取り入れ、職場内で人権に関する研修を行う企業も増えてきています。

しかしながら、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、職場におけるハラスメント（いじめ、嫌がらせ）が増加しています。

ハラスメントや労働問題に対しては、組織で取り組むことが大切であり、一人ひとりの人権が尊重される職場環境を作るために、各種研修会の実施や相談窓口の充実、啓発活動を進めることが必要です。

田辺市では、「田辺市企業人権推進協議会」において、労働者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するとともに、関係機関等との連携を密にし、企業活動における人権問題の解決を目的として、「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」、「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行っています。

1 5 . 自 殺 ・ 自 死 遺 族

わが国の自殺で亡くなった人の数は、1998（平成10）年以降3万人前後の状態が続いていましたが、2010（平成22）年以降は減少を続けています。

しかしながら、いまだ、毎年2万人を超える深刻な状況が続いており、特に子どもや若年層の増加が顕著になるとともに、高齢者層の全体に占める割合が高くなっています。

自殺に至るまでの背景については、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校や職場での問題など、様々な要因が複雑に絡み合い、心身の不調をきたすなかで、精神的に追い込まれた結果、自殺に至っているとされています。

2016（平成28）年に改正された「自殺対策基本法」においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、自殺対策を更に総合的かつ効率的に推進するため、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」についても見直しが行われました。

これを受け和歌山県では、現状と課題を明らかにしたうえで、「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持して暮らすことができる和歌山県」の実現をめざした「和歌山県自殺対策計画」を2018（平成30）年に策定しました。

この計画においては、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関や民間団体と相互に連携・協力を図りながら総合的な自殺対策の推進を図るとともに、「和歌山県自殺対策推進センター」を中心に市町村の自殺対策計画の策定支援等を行いながら、企業や事業所、県民とともにそれぞれの立場において計画の推進を図ることとしています。

田辺市では、9月10日から16日までの自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市内スーパーにおける街頭啓発や、講演会の開催、広報田辺やホームページを活用した啓発活動のほか、自死遺族交流会への協力など自殺対策の取組を積極的に展開してきました。

今後は、「自殺総合対策大綱」及び「和歌山県自殺対策計画」並びに本市の実情を総合的に考慮しながら「田辺市自殺対策計画(仮称)」の策定を進め、悩みや困難を抱え、自殺を考えるほど辛い状況にある人の「いのち」を守ることと、自死遺族の心のケアについても何が可能かを考えて取組を進めます。

1 6 . 生活困窮者の人権・ホームレスの人権

1 . 生活困窮者の人権

生活保護には至らないものの生活に困窮している人々の多くは地域から孤立し、支援が必要な方ほど自らSOSを発することが難しいため、支援に当たっては、早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

さらに、病気や障害、DV、虐待、不登校、ひきこもりなど多くの課題を抱える生活困窮者の中には、偏見や差別等により自己肯定感や自尊感情を失っている方もいます。支援に当たっては、相談者一人ひとりをかけがえのない存在として、その尊厳を守ることが求められています。

また、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切るためには、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適正に応じた教育を受け、職業に就くことができるよう支援していくことが大切です。

こうした中、2015（平成27）年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活に困窮している人々に対する社会的安全網（セーフティネット）を充実し、自立の促進を図るための体制が整えられました。

田辺市では、この法律を受けて、2015（平成27）年から田辺市生活相談センターを設置し、生活困窮者の自立を促すために自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業など、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援に取り組んでいます。

2 . ホームレスの人権

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴力の被害に遭うなど、ホームレスに対する人権侵害問題が起こっています。

国では、2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、これに基づき2003（平成15）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。その後、2016（平成28）年に実施した、ホームレスの実態に関する全国調査の結果、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化などが明らかになりました。こうした動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、2018（平成30）年には新たな基本方針が策定されました。

田辺市では、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に向け、啓発活動や相談業務に取り組んでいます。

17. 人身取引（トラフィッキング）

「人身取引」とは、犯罪組織や悪質なブローカーが、女性や子どもを初めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や強制労働などを強要させるもので、「トラフィッキング」と言われる国際的な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

また、暴力、脅迫、詐欺等の手段が用いられた場合には、たとえ被害者が性的搾取や労働搾取されること、臓器を摘出されることに同意していたとしても、「人身取引」に該当します。

さらに、18歳未満の児童の場合は、性的搾取、労働搾取、臓器摘出の目的で支配下に置いたり、引き渡したりすれば、金銭授受や暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられない場合でも、「人身取引」とみなされます。

これらの行為は、刑法の略取・誘拐罪や人身売買罪、児童福祉法違反の罪などの犯罪に該当することになります。

わが国では、人身取引の防止、撲滅、被害者保護のため、2004（平成16）年に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置したほか、同年に「人身取引対策行動計画」を、2009（平成21）年には「人身取引対策行動計画2009」を取りまとめ、着実に取組を進めてきました。

2014（平成26）年には「人身取引対策行動計画2014」が策定され、さらに「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」に代わり、新たに「人身取引対策推進会議」が設置されました。

こうした中、国は「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組を進め、人身取引の根絶をめざしています。

田辺市においても、人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であることを認識するとともに、私たち一人ひとりが人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として解決していくために、啓発に努めます。

18. アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の豊かな文化を育んできました。

しかし、近世以降の「北海道開拓」の過程で、アイヌ民族独自の風習の禁止や日本語の使用の強制などの同化政策が行われました。

これにより、アイヌの人々は、独自の民族文化や伝統的な生活習慣を禁止され、また日常的な生産手段を失い苦しい生活を強いられました。また、結婚や就職等においても多くの偏見や差別を受けてきました。

国においては、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

これにより、約100年にわたった「北海道旧土人保護法」は廃止され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るための施策が行われるようになりました。

その後、2007（平成19）年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、2008（平成20）年に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、2009（平成21）年に報告書が取りまとめられました。

この報告書を受けて、2010（平成22）年以降、毎年「アイヌ政策推進会議」を開催し、同会議における了承を得て、2014（平成26）年に「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

今日では、アイヌの人々の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、アイヌ文化を復興し、アイヌの伝統等に対する国民の理解を促進するための様々な施策が推進されていますが、社会的にも経済的にも恵まれない状況に置かれてきた長い苦難の歴史の中で、アイヌの人々の言語や文化、伝統的な生活習慣など失われていったものは少なくありません。

「平成29年度北海道アイヌ生活実態調査報告書」によると、アイヌの人々の生活上の格差は一定の解消はされているものの、高校・大学進学率などで格差が認められるほか、結婚や学校、職場などにおいても、今なお差別や偏見が存在していることが見受けられます。

田辺市では、アイヌの人々の文化や歴史、生活習慣や現状などを正しく理解し、偏見や差別をなくすため、今後も啓発活動の推進に努めます。

19. 北朝鮮当局による人権侵害問題

2002（平成14）年の日朝首脳会談で、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）当局は、長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪しました。この事件は人々に大変なショックを与えました。同年10月15日に、北朝鮮当局による拉致被害者5人の帰国が実現し、その後、2004（平成16）年には、拉致被害者の家族8人の帰国も実現しました。

しかし、そのほかの被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままです。

そのような中、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑制を図ることを目的として、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

また、2011（平成23）年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に、「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加することが閣議決定され、拉致問題等に対する認識を更に深めるための取組について定められました。

拉致問題は、わが国の差し迫った重要な国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題となっています。

田辺市では、この問題の解決に向けて、市民の関心と認識を深めるとともに、国際的な人権問題についても関心を深めていくための啓発に努めます。